

学校教育法の改正に伴う関係法令の制定等について

1. 趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し、5月31日に公布されたことに伴い、平成31年4月1日より専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとなった。このため、専門職大学及び専門職短期大学に係る設置基準の制定や学位規則等の関係法令の改正を行う必要がある。

(1) 専門職大学設置基準の制定【資料3-1参照】

- ・ 専門職大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等その他専門職大学の設置に関する事項を定めるもの

(2) 専門職短期大学設置基準の制定【資料3-2参照】

- ・ 専門職短期大学の学科、学生定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等その他専門職短期大学の設置に関する事項を定めるもの

(3) 学位規則の改正【資料4-1参照】

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位等について定めるもの

(4) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正【資料4-2参照】

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準について定めるもの

(5) 学校教育法施行令の改正【資料5参照】

- ・ 専門職大学の前期課程及び後期課程の設置等に際し、文部科学大臣の認可及び届出に関する所要の規定の整備を行うもの

(6) 学校教育法施行規則の改正【資料6参照】

- ・ 専門職大学の設置に関する事項は専門職大学設置基準、専門職短期大学の設置に関する事項は専門職短期大学設置基準によることとすること 等

(7) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正【資料7参照】

- ・ 専門職大学及び専門職短期大学に係る認証評価に関する規定の整備を行うもの

2. 中央教育審議会への諮問事項

設置基準を制定する場合については、学校教育法第94条及び同法施行令第42条により、学位規則を改正する場合については、同法第104条第5項及び同法施行令第42条により、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を改正する場合については、同法第94条及び同法施行令第23条の2第3項により、中央教育審議会に諮問の上で改正することとされている。

(参考1) 学校教育法 (抄)

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百四条

⑤ 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(参考2) 学校教育法施行令 (抄)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二

2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。

3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

(法第九十四条の審議会等で政令で定めるもの)

第四十二条 法第九十四条(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。